

政令第 号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項並びに第二十一条第三項及び第四項並びに環境省設置法（平成十一年法律第一百号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「放射性物質汚染対処技術統括官の」を「総合環境政策統括官の」に、「第十八条」を「第二十二條」に、「総合環境政策局（第十九條—第二十六條）」を「地球環境局（第二十三條—第二十七條）」に、「地球環境局（第二十七條—第三十條）」を「水・大気環境局（第二十八條—第三十三條）」に、「水・大気環境局（第三十一條—第三十六條）」を「自然環境局（第三十四條—第三十九條）」に、「自然環境局（第三十七條—第四十二條）」を「環境再生・資源循環局（第四十條—第四十四條）」に改め、「第六款 放射性物質汚染対処技術統括官（第四十三條）」を削り、「第四十四條—第四十六條」を「第四十五條—第四十七條」に、「第四十七條」を「第四十八條」に、「第四十八條」に、「第四十八條」を「第四十九條」に改める。

第四十八条の表東北地方環境事務所の項中「山形県 福島県」を「山形県」に改め、同項の次に次のように加える。

福島地方環境事務所	福島市	福島県
-----------	-----	-----

第四十八条を第四十九条とする。

第四章中第四十七条を第四十八条とし、第三章中第四十六条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とし、第四十四条を第四十五条とする。

第二章第一節の節名中「放射性物質汚染対処技術統括官」を「総合環境政策統括官」に改める。

第二条の見出し中「放射性物質汚染対処技術統括官」を「総合環境政策統括官」に改め、同条第一項中「

「総合環境政策局」 「地球環境局」

地球環境局 水・大気環境局

放射線物質汚染対処技術統括官」を「総合環境政策統括官」に、

水・大気環境局 自然環境局

自然環境局 「環境再生・資源循環

に改め、同条第二項中「に廃棄物・リサイクル対策部を、総合環境政策局に」を「に、」に改める。

環局」

第三条第一項中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 広報に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。

第三条第一項中第二十四号から第二十七号までを削り、第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

二十六 環境調査研修所の業務に関すること。

第三条第一項中第二十一号を第二十三号とし、第十七号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号を第十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

十六 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

十七 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理に関すること。

第三条第一項第二十八号から第三十二号までを次のように改める。

二十八 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

二十九 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

三十 地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備（以下「地球環境保全等」という。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

三十一 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。次条第三号、第十六条第九号及び第二十四条第四号において同じ。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。

三十二 国土利用計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四条に規定する計画をいう。

第十七条第四号において同じ。）のうち全国計画（同法第四条に規定する全国計画をいう。同号におい

て同じ。)の作成に関すること(環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。)

第三条第一項中第三十四号を第四十七号とし、第三十三号を第四十六号とし、第三十二号の次に次の十三号を加える。

三十三 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。

三十四 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。

三十五 石綿による健康被害の救済に関すること(他の府省の所掌に属するものを除く。)

三十六 環境の保全の観点からの温室効果ガス(大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収

し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。)の排出の抑制に関する基準、指針、方

針、計画その他これらに類するもの(以下「基準等」という。)の策定及び規制その他これに類するも

の(以下「規制等」という。)に関すること(地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する

法律(平成十年法律第百十七号)第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画をいう。第十七条

第五号において同じ。)その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関する

ものに限る。)

三十七 環境の保全の観点からの工場立地の規制に関する基準等の策定及び当該規制の実施に関すること。

三十八 環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

三十九 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進に関する環境の保全の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表に関すること。

四十 環境の保全の観点からの環境影響評価に関する基準等の策定及び環境影響評価に関する審査に関すること。

四十一 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の施行に関すること。

四十二 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関すること。

イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）

第二十二條に定めるところにより行う事務に関すること。

ロ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関すること。

ハ 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関すること。

ニ 事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（第十八条において「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関すること。

ホ 環境の保全に関する研究並びに技術の開発及び普及に関すること。

ヘ 環境の保全に関する地方公共団体との連絡に関すること。

四十三 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。

四十四 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。

四十五 第二十八号から前号までに掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第三条第二項を次のように改める。

2 環境保健部は、前項第二十六号に掲げる事務（第四十八条第二項第二号に掲げる事務に関するものに限る。）、前項第二十八号及び第二十九号に掲げる事務（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなっていないもの（以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。）の防止のために行うものに限る。）、同項第三十三号、第三十五号、第三十八号及び第三十九号に掲げる事務並びに同項第四十五号に掲げる事務（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。）をつかさどる。

第四条を削る。

第五条第四号中「総合環境政策局」を「大臣官房」に改め、同条第十一号中「特定有害廃棄物等」の下に「（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等をいう。第七条第三号及び第四十三条第一号において同じ。）」を、「規制に関すること」の下に「（貿易管理に関するものを除く。第七条第三号及び第四十三条第一号において同じ。）」を加え、同条を第四条とする。

第六条第一号及び第二号中「大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学

物質汚染の防止のために行う」を「発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属する」に改め、同条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同条第十一号中「大臣官房」を「環境再生・資源循環局」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十二号中「大臣官房」を「環境再生・資源循環局」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第十三号を第十一号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十七号中「大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌に属するもの、第四条第一項第六号、第七号及び第十一号に掲げる事務並びに」を「第三条第一項第三十三号、第三十四号及び第三十八号に掲げる事務、」に改め、「防止のために行うもの」の下に「並びに環境再生・資源循環局の所掌に属するもの」を加え、同号を同条第十五号とし、同条を第五条とする。

第七条第六号中「第三十九条第五号及び第四十条第二号」を「第三十六条第五号及び第三十七条第二号」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（環境再生・資源循環局の所掌事務）

第七条 環境再生・資源循環局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。第四十二条第四号及び第四十四条第六号において同じ。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処（以下「原子力災害からの環境の再生」という。）並びに資源の再利用の促進並びに廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第二十一条第一号、第四十二条第四号及び第四十四条第六号を除き、以下同じ。）の排出の抑制及び適正な処理（浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。以下同じ。）並びに清掃（ねずみ、蚊、はえその他の動物であつて人の健康又は生活環境を害するおそれのあるものの駆除を含む。第四号及び第四十二条第三号において同じ。）（次号並びに第四十一条第二号及び第三号において「資源の循環利用等」という。）に係るものに限る。）。

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（原子力災害からの環境の再生及び資源の循環利用等に係るものに限る。）。

三 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分等の規制に関すること。

四 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に関すること。

五 原子力災害からの環境の再生に関すること。

六 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

七 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

八 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）の施行に関すること。

第八条を次のように改める。

（総合環境政策統括官の職務）

第八条 総合環境政策統括官は、環境省の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な環境省の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

第十一条を削る。

第十条第一項中「六人」の下に「（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものと

する。」を加え、第二章第二節中同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(次長)

第十条 環境再生・資源循環局に、次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

第十二条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第一項中「廃棄物・リサイクル対策部」を「環境保健

「会計課

総合政策課

部」に、「三課」を「七課」に、「会計課」を 環境計画課 に改め、同条第二項中「廃棄物・リサイ

環境経済課

環境影響評価課」

「企画課

クル対策部」を「環境保健部」に、「三課」を「二課及び参事官一人」に、 廃棄物対策課 を

「環境保健

環境安全

企画管理課

に改める。

課
」

第十四条第五号中「こと」の下に「（総合政策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を削り、第十六号を第十三号とする。

第十六条から第十八条までを次のように改める。

（総合政策課の所掌事務）

第十六条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境省の所掌事務に関する総合調整に関すること（環境省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に係るものに限る。）。

二 環境省の行政の考査に関すること。

三 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

- 四 環境調査研修所の業務に関すること（環境保健部の所掌に属するものを除く。）。
- 五 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 六 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 地球環境保全等に関する関係行政機関（試験研究機関に限る。）の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 九 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 環境省の所掌事務に関する研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
- 十一 大臣官房の所掌事務（環境保健部並びに秘書課、総務課及び会計課の所掌に属するものを除く。）に関する基本的かつ総合的な政策の総括に関すること。

十二 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。

十三 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（他局並びに環境保健部並びに環境計画課、環境経済課及び環境影響評価課の所掌に属するものを除く。）。

十五 環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（環境計画課の所掌事務）

第十七条 環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画（環境基本法第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関すること。

二 環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告並びに政府が当該報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書に関すること。

三 地球環境保全等に関する関係行政機関（試験研究機関を除く。）の経費の見積りの方針の調整に関すること。

四 国土利用計画のうち全国計画の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。

五 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（地方公共団体実行計画その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）。

六 大阪湾臨海地域開発整備法の施行に関すること。

七 環境省の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

（環境経済課の所掌事務）

第十八条 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。
- 二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。
- 三 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。
- 四 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関すること。
 - イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に関すること。
 - ロ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関すること。
 - ハ 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関すること。
 - ニ 事業者等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関すること。
- 五 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

第二章第三節第二款の款名を削る。

第十九条から第二十二條までを削り、第二十三條を第十九條とする。

第二十四條中第八号を削り、第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 環境調査研修所の業務に関すること（第四十八條第二項第二号に掲げる事務に関するものに限る。）。

第二十四條を第二十条とし、第二十五條を第二十一条とし、第二十六條を第二十二條とする。

第二十七條の見出し中「課」を「課等」に改め、同條中「三課」の下に「及び参事官一人」を加え、第二章第三節第三款中同條を第二十三條とする。

第二十八條を第二十四條とする。

第二十九条第一号中「総合環境政策局」を「大臣官房」に改め、「国際連携課」の下に「及び参事官」を加え、同条第二号中「及び次条第一号」を「次条第一号及び第二十七条」に改め、「国際連携課」の下に「及び参事官」を加え、同条を第二十五条とする。

第三十条第一号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第二十六条とし、第二章第三節第三款中同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第二十七条 参事官は、命を受けて、地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどる。

第二章第三節第三款を同節第二款とする。

第二章第三節第四款中第三十一条を第二十八条とする。

第三十二条第二号及び第三号中「大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行う」を「発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属する」に改め、同条中第七号及び第八号を削り、第九号を第

七号とし、同条第十号中「大臣官房」を「環境再生・資源循環局」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同条を第二十九条とする。

第三十三条を第三十条とし、第三十四条を第三十一条とする。

第三十五条第五号中「大臣官房」を「環境再生・資源循環局」に改め、同条第九号中「第六条第十七号」を「第五条第十五号」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十六条第五号中「第六条第十七号」を「第五条第十五号」に改め、同条を第三十三条とする。

第二章第三節第四款を同節第三款とする。

第二章第三節第五款中第三十七条を第三十四条とし、第三十八条を第三十五条とする。

第三十九条第一号中「いう。」の下に「その他自然環境の保護及び整備に関する基本的な政策の基礎となる事項の調査及び分析並びに情報の収集、整理及び提供」を加え、同条を第三十六条とし、第四十条を第三十七条とし、第四十一条を第三十八条とし、第四十二条を第三十九条とする。

第二章第三節第五款を同節第四款とする。

第二章第三節第六款を削る。

第二章第三節に次の一款を加える。

第五款 環境再生・資源循環局

(環境再生・資源循環局に置く課等)

第四十条 環境再生・資源循環局に、次の三課及び参事官四人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

総務課

廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(資源の循環利用等に係るものに限る。)

- 三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（資源の循環利用等に係るものに限る。）。
- 四 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物処理法の施行に関すること、独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関することを除く。）に限る。）。
- 五 廃棄物の処理施設の整備に関する計画の立案に関すること。
- 六 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。
- 七 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、環境再生・資源循環局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（廃棄物適正処理推進課の所掌事務）

第四十二条 廃棄物適正処理推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（総務課、廃棄物規制課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること。
- 三 清掃に関すること。
- 四 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいい、廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。第四十四条第六号において同じ。）の適正な処理に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 六 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行に関すること。
- 七 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること（原子力災害からの環境の再生に係る技術に関するものを除く。）。

(廃棄物規制課の所掌事務)

第四十三条 廃棄物規制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分^の規制に関すること。
- 二 産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（総務課、廃棄物適正処理推進課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 廃棄物の処理に関する基準に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理に関すること（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。次条第三号において同じ。）の确实かつ適正な処理の推進に関するものを除く。）。
- 五 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務（廃棄物処理法第八条の五第三項（廃棄物処理法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理に係ることに限る。）に関すること。

(参事官の職務)

第四十四条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は環境再生・資源循環局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（原子力災害からの環境の再生に関することに限る。）。

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（原子力災害からの環境の再生に関することに限る。）。

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

四 廃棄物の処理に伴い環境の保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去に関すること。

五 災害により生じた廃棄物の適正な処理に関すること（当該廃棄物の処理のための補助に係るもの並びに総務課及び廃棄物規制課の所掌に属するものを除く。）。

六 原子力災害からの環境の再生に関すること（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物の適正な処

理に係るものを除き、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理に係るものに関しては、当該廃棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理に関することに限る。）。

七 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する原子力災害からの環境の再生に係る技術の総括に関すること。

八 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関すること。

附則第二項を次のように改める。

（大臣官房環境保健部参事官の設置期間の特例）

2 第十二条第二項の参事官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第三項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（地球環境局参事官の設置期間の特例）

3 第二十三条の参事官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第四項を削る。

附則第五項の前の見出しを削り、同項中「第十一条第一項」を「第四十条」に改め、「参事官」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものを除く。）」を加え、「平成二十九年七月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項を附則第四項とし、同項の前に見出しとして「（環境再生・資源循環局参事官の設置期間の特例）」を付する。

附則第六項中「第十一条第一項」を「第四十条」に、「（前項に規定するものを除く。）のうち一人」を「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）」に、「平成三十三年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同項を附則第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

（福島地方環境事務所の設置期間の特例）

6 福島地方環境事務所は、当分の間、置かれるものとする。

附則第七項から第九項までを削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年七月十四日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前に東北地方環境事務所長が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（当該処分又は行為に係る権限がこの政令の施行後も東北地方環境事務所長の権限とされるものを除く。以下「処分等」という。）は、福島地方環境事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法令の規定により東北地方環境事務所長に対してした申請、届出その他の行為（当該行為に係る権限がこの政令の施行後も東北地方環境事務所長の権限とされるものを除く。以下「申請等」という。）は、福島地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この政令の施行前に法令の規定により東北地方環境事務所長に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項（当該手続に係る権限がこの政令の施行後も東北地方環境事務所長の権限とされるものを除く。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により福島地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(臨時水俣病認定審査会令の一部改正)

第四条 臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課」を「環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課」に改める。

(環境省国立研究開発法人審議会令の一部改正)

第五条 環境省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「環境省総合環境政策局総務課」を「環境省大臣官房総合政策課」に改める。